
【再】住民監査請求 記者会見 開催のご案内

私たち請求人は、大阪府・市に対して、震災がれきの広域処理に関する違法な公金支出の差し止めを求める監査請求を、それぞれ 1196 名、401 名で 1 月 18 日に行いましたが、大阪府・市の審査結果は「却下」というものでした。

監査請求にあたり、請求人が住民ではないといった原告適格問題や、請求内容が財務会計上の問題ではないという形での「却下」はこれまでもありますが、今回の住民監査請求に対しては「却下理由」が支離滅裂で、自治法上の制度設計の意味を解しない監査委員が、存在を自ら否定するような判断といえますし、住民監査請求の意味を否定するような措置ともいえます。

監査委員が請求を受理して審議に入ることすら憚られる事態が、「がれきの受け入れ」といえます。私たちは、監査委員に「がれきの受け入れ」という不正・違法な事態に真正面から向かい合うように、断固として求めていく決意をしたことから、最高裁の判例に基づいて、再度の住民監査請求を行います。

また、被災地の岩手県でも、広域処理に反対する住民監査請求が地元住民によって行われ、新聞でも報道されました。その詳細について、現地を視察した代表者から報告いたします。

<再度の監査請求の権利について>

今回の大阪府・市の監査請求に対しての「却下」措置は、どこから見てもおかしいものですが、監査委員が監査委員としての役割を果たさず、今回のように放り投げてしまった時には、請求者は行政訴訟に訴えることができますが、このような監査委員に対して、別の手立てで襟を正すように求めることもできます。それが、「再度の監査請求の提出」です。

「監査委員が適法な住民監査請求により監査の機会を与えられたにもかかわらず、これを却下し監査を行わなかったため、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正する機会を失くした場合には、当該請求をした住民に再度の住民監査請求を認めることにより、監査委員に重ねて監査の機会を与えるのが、住民監査請求の制度の目的に適合すると考えられる。」（最高裁平成 10・12・18）

と再度の監査請求の権限を認めています。そして監査委員には、「重ねて」と強調しながら監査の機会を与えることを求めています。さらにその監査請求を「当初の監査請求と対象を同じくするからと言って」却下することがないように釘を刺しているのです。

記

日時：3月28日（木）14：00～

会場：エル・おおさか 南館7階 南74 大阪府中央区北浜東3-14 「天満橋」駅から西へ300m

主催：住民監査請求人 代表：下地真樹・西脇美佐 アドバイザー：環境ジャーナリスト・青木泰

連絡先：担当 松下 070-5661-1005 1219nori@gmail.com